

1 侵略戦争と軍国主義の精神的なシンボルとしての靖国

「死者を追悼するのは悪いことではないんじゃないの？」と言われると、「そうかも」と思うかもしれません。しかし、そもそも靖国神社は、戦争で犠牲になった人を「追悼」するための施設ではありません。小泉首相の本当の目的も死者の追悼にはありません。

靖国神社は、戦前・戦中、天皇を現人神とする国家神道の中心として位置づけられていました。靖国神社は、「天皇のための名誉の戦死」をした人々を「英霊」として祀るといふ、侵略戦争と軍国主義を推進する精神的なシンボルとしての役割を果たしました。

徴兵された兵士が出征するにあたっては戦勝を祈願し、戦死者は「英霊」として祀られ、その妻は「靖国の妻」、その母親は「靖国の母」、その子は「靖国の遺児」として讃えられました。「お国のため」「お天子様（天皇）のため」に命を捨てることが本人だけでなく、その家族にとっても名誉だとされたのです。侵略戦争を押し進めるには、死者を「悼む」のではなく、死者を「顕彰」し、遺族がそれを「喜び」、国民が自らすすんで国家のために命を捧げようと希望することが必要だったのです。「戦争の美化、顕彰」、そのための施設が靖国です。靖国神社が、国民すべてを侵略戦争に動員するための戦意発揚の手段として機能したことは、まぎれもない歴史的な事実です。

このことは、靖国神社がどのような人を「英霊」として祀って

いるかを見ても明らかです。靖国神社には、戦争で亡くなったすべての人が祀られているわけではありません。靖国神社に「英霊」として祀られているのは、「軍人、軍属、およびこれに準ずる者」だけです。空襲で亡くなった一般の国民や広島・長崎の原爆の犠牲者、戦争に反対し投獄され拷問によって殺された人たちは祀られてはいません。「国のために侵略戦争に協力して亡くなった人」と靖国神社が判断した人のみが「英霊」として祀られているのです。「侵略戦争への協力」を基準に死者を差別し選別して祀っているのが靖国神社の実態です。それは、戦前・戦中はもとより、戦後の今日でも変わっていません。

小泉首相は、憲法を改正して日本も軍隊（自衛軍）を持つと公言しています。小泉首相が靖国神社にこだわり、参拝を強行しようとするのは、死者を「追悼」するためではありません。戦没者の追悼であれば政府主催の全国戦没者追悼式があります。首相が就任当初から、あえて靖国神社への参拝にこだわってきたのは、靖国神社でなければならない意味があるからです。戦意発揚の精神的シンボルである靖国神社でなければならないのです。それは、日本が行うかもしれない戦争にむけて、国民に「国のために命を捨てることは名誉なこと」という意識をつくりたいからに他ならないのです。

2 憲法（政教分離規定）違反の公式参拝

首相による靖国参拝の問題は、それだけではありません。首相による靖国参拝は、憲法尊重擁護義務（憲法99条）がある首相

が憲法をないがしろにすることを意味します。日本国憲法は、20条第3項で「国および国の機関はいかなる宗教的活動もしてはならない」として政教分離を定めています。かつて国家神道の象徴的存在であった宗教団体である靖国神社に首相が国民を代表する形で公式に参拝することは、この政教分離規定に違反すると言わざるを得ません。

岩手靖国訴訟の仙台高裁判決は、「首相の靖国神社公式参拝は違憲」と明言しています（仙台高裁判決平成3. 1. 10）。さらに97年4月、最高裁判決は、愛媛玉串料訴訟において、「地方公共団体による靖国神社や護国神社への玉串料等の奉納が、たとえ相当数の者が望んでいるとしても、公共団体が特定の宗教団体に対して特別の関わりあいをもつことであり、宗教団体である靖国神社や護国神社が特別のものであるとの印象を一般に与えるものであるから、憲法が禁止する国家や公共団体の宗教活動にあたり違憲」だとしました。

最近では、2004年4月、福岡地裁が、小泉首相の靖国参拝は、内閣総理大臣の職務による公式参拝であり、憲法20条で禁じた宗教的活動にあたり違憲であるとの判決を出しています。2005年9月30日には、大阪高裁が、首相の靖国参拝は、「国内外の強い批判にもかかわらず、参拝を継続しており、国が靖国神社を特別に支援している印象を与え、特定宗教を助長している」として、福岡地裁と同様に、首相の靖国参拝を違憲であると判断をしています。

憲法しましょう

Vol. 2 2005.10.23

平和がスキという人の
ための憲法論のススメ

靖国を考える

戦争で犠牲者になった人を追悼するためだったら、首相が靖国神社に参拝してもよいのではないか。

自由法曹団改憲阻止対策本部